

令和4年第2回鴨川市議会定例会議決結果（議員の議案等に対する賛否表）

No. 1

議案番号	議席番号 議員名	件名	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	議決年月日	結 果	賛 成	反 対	
			福岡 梓	石川 弘昌三	入江 裕一	高橋 和夫	藤本 省幸	秋山 貢輔	長谷川 倫秀	松井 寛徳	本吉 正和	杉田 至	佐藤 和幸	佐々木 久之	川股 盛二	川崎 浩之	佐久間 章	福原 三枝子	庄司 朋代	鈴木 美一					
議案第19号		専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鴨川市一般会計補正予算（第13号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 20	原案承認	17	0
議案第20号		専決処分の承認を求めることについて（鴨川オーシャンパークの指定管理者の指定）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 20	原案承認	17	0
議案第21号		専決処分の承認を求めることについて（鴨川市税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 20	原案承認	17	0
議案第22号		専決処分の承認を求めることについて（鴨川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 20	原案承認	17	0
議案第23号		専決処分の承認を求めることについて（令和4年度鴨川市一般会計補正予算（第1号））	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 20	原案承認	17	0
議案第24号		鴨川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
議案第25号		鴨川市税条例等の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
議案第26号		鴨川市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
議案第27号		令和4年度鴨川市一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
議案第28号		鴨川市監査委員の選任につき同意を求めることについて	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	除	R4. 6. 30	原案同意	16	0
陳情第1号		オオスズメバチ駆除費用の補助制度等の制定に関する陳情	×	×	×	×	○	×	×	×	×	×	○	—	×	×	○	×	×	○	R4. 6. 30	不採択	4	13	
陳情第2号		「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	採 択	17	0
陳情第3号		「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	採 択	17	0
発議案第1号		道路問題調査特別委員会の設置について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
発議案第2号		広域行政調査特別委員会の設置について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
発議案第3号		義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0
発議案第4号		国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	R4. 6. 30	原案可決	17	0

※ ○は賛成、×は反対、欠は欠席、退は退席（棄権）、除は除斥、遅は遅刻、早は早退、「—」は議長を表します。

（注）1. 議長は、過半数議決の場合は表決に加わりません。ただし、可否同数の場合は裁決権を行使します。また、特別多数議決の場合は、議長は議員として表決権を有しています。

（注）2. 除斥とは、議会の審議における審議の公正を期するため、審議事件と一定の利害関係を有するため審議に参加することができない議員です。